

子ども手当は 引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月～9月までの **6カ月間**
これまでと同じ月額13,000円で
引き続き支給されることになりました。

- **支給金額** 子ども1人につき 月額 13,000円
- **支給対象となる子ども** 0歳から中学校卒業まで
(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)
- **支給月** 平成23年 6月 (平成23年2月分～5月分)
平成23年10月 (平成23年6月分～9月分)

ご注意

- ◆ 次の方は、役場への申請手続きが必要です。
 - 出生などにより、新たに養育する子どもができた方
 - 既に支給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
 - 既に支給していて、他の市町村から引越しをされた方
- ◆ 次の方は、手続きの必要はありません。
 - 既に支給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方
- ◆ 平成23年6月の現況届の提出は不要です。
ただし、10月に届出・申請などが必要となることがあります。
詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先
いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ
電話 28-5800